



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

〔告示〕

- 海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令(国土交通六二)
- 本府監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件
- 保険業法第二百九条第一号の規定による届出に関する件(同四九、五〇)
- 除籍の一部が滅失した件(法務三三一)
- 除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件(同三三二)
- 原戸籍の一部が滅失した件(同三三三)
- 除籍が滅失した件(同三三四)
- 円借款の供与に関する取締の修正に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四〇八)
- 第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定への大韓民国等の加入及び同協定の附属書の改正に関する件(同四〇九)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件(国土交通八七九)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(同八八〇)

- パナマ国営ラジオ・テレビ放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四一〇)
- 円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文の効力発生に関する件(同四一一)
- 国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(厚生労働三八五)
- 健康保険法施行規則第五十五条及び第九十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八六)
- 船員保険法施行規則第二十三条及び第四十五条ノ二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件(同三八七)
- 保安林の指定をする件(農林水産一一〇九、一一六)
- 保安林の指定を解除する件(同一一二七、一一二二)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(同一一二三、一一二七)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件(経済産業一五八、一五九)
- 計量法第十六条第一項第二号口の指定をした外国製造事業者の件(同一六〇)

- 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八二)
- 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件(同八八三)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁二〇一)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛一五四、一五五)
- 道路に関する件(四国地方整備局七一、七二)
- 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件(東京都公安委二四七)

- 官房事項
- 皇室事項
- 官房報告

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告(法務省)文部科学省防災業務計画の修正要旨について(文部科学省)
一般船舶保障契約証明書の無効について(関東運輸局・神戸運輸監理部)

〔資料〕

〔閣議決定等事項〕

〔公告〕

〔諸事項〕

〔官房〕

〔裁判所〕
押収物還付、財團関係

- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 会計検査院・国土交通省共済組合定款の一部変更関係

〔会社その他〕

〔人事異動〕

| 二級建築士定 期講習 | | 二 その他設計及び工事監理に関し 必要な事項 | |
|---|---|---|---|
| 木造建築士定 期講習 | 一 建築物に関する法令に関する科目 | イ 最新の建築技術 口 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し 必要な事項 | 三時間 |
| 一 木造の建築物の建築 に関する法令に関する 科目 | イ 建築基準法、建築士法その他の関 係法令の最近の改正内容等 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し 必要な事項 | 一時間 | 三時間 |
| 二 建築物(建築士法第 三条に規定する建築物 を除く)の設計及び工 事監理に関する科目 | イ 建築基準法、建築士法その他の関 係法令の最近の改正内容等 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 並びにこれらを踏まえた職業倫理 ニ その他設計及び工事監理に関し 必要な事項 | 一時間 | 三時間 |
| ○国土交通省告示第八百八十三号 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第四十 二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。 平成二十年七月十五日 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定に基づき国土交通 大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の講習科目(以下「科目」と いう。)ごとの講義内容は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の中欄に掲げる内容とし、同号の講 義時間は、同表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。 | この告示は、建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十 年十一月二十八日)から施行する。 | 附 則 | この告示は、建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十 年十一月二十八日)から施行する。 |
| 科 目 | 内 容 | 時 間 | 時 間 |
| 一 建築士法その他の関係 法令に関する科目 | イ 他関係法令のうち建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 紛争の防止に関する事項 ホ その他建築物の品質確保に関し必要な事項 | 一時間三十分 三時間三十分 | |